

議第 114 号

## 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 9 月 3 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

平成 30 年度介護保険制度改正により、介護保険料算定のための合計所得金額から収用等特別控除額を控除することとなったこと、国の指導を踏まえ、家族介護用品券を地域支援事業としての支給から段階的に市町村特別給付としての支給に移行することとなったこと及び低所得者の保険料負担軽減措置が採られていることを明確にすることとなったため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例

下呂市介護保険条例（平成16年下呂市条例第104号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>27,600円</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 66,240円</p> <p><u>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>24,840円</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 66,240円</p> <p><u>イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分</u></p>

改正後	改正前
<p>による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号<u>イ</u>、第8号<u>イ</u>又は第9号<u>イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号<u>ロ</u>、第8号<u>ロ</u>又は第9号<u>ロ</u>に該当する者を除く。）</p>
<p>(7) 次のいずれかに該当する者 71,760円 <u>ア</u> (略)</p>	<p>(7) 次のいずれかに該当する者 71,760円 <u>イ</u> (略)</p>
<p><u>イ</u> 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号<u>イ</u>又は第9号<u>イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p><u>ロ</u> 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号<u>ロ</u>又は第9号<u>ロ</u>に該当する者を除く。）</p>
<p>(8) 次のいずれかに該当する者 82,800円 <u>ア</u> (略)</p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する者 82,800円 <u>イ</u> (略)</p>
<p><u>イ</u> 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号<u>イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p><u>ロ</u> 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号<u>ロ</u>に該当する者を除く。）</p>
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 93,840円 <u>ア</u> (略)</p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 93,840円 <u>イ</u> (略)</p>
<p><u>イ</u> (略)</p>	<p><u>ロ</u> (略)</p>
<p>(10) (略)</p>	<p>(10) (略)</p>
<p><u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,840円とする。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(保険料の減額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>(家族介護支援特別事業)</u></p> <p><u>第12条の2 市は、法第62条の規定による市町村特別給付として、法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護3、4又は5と判定された在宅高齢者を介護している家族のうち主たる介護者に対し、家族介護用品券を支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、家族介護用品券の支給について必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>6 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金額の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に<u>租税特別措置法</u>第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合</p>	<p>(保険料の減額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>6 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金額の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）</u>第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基</p>

改正後	改正前
<p>を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>
<p>7～12 （略）</p>	<p>7～12 （略）</p>
<p>13 <u>第12条の2の規定にかかわらず、市は、次の各号に掲げる年度において、当該各号に掲げる対象者に対して、法第115条の45に規定する地域支援事業として家族介護用品券を支給するものとする。</u></p> <p><u>(1) 平成30年度 法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護3、4又は5と判定された在宅高齢者を介護している家族のうち主たる介護者</u></p> <p><u>(2) 平成31年度 法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護3又は4と判定された在宅高齢者を介護している家族のうち主たる介護者</u></p> <p><u>(3) 平成32年度 法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護3と判定された在宅高齢者を介護している家族のうち主たる介護者</u></p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第2条及び制定附則第6項の規定は、平成30年度分の保険料から適用する。

## 【参考資料】

### 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

平成 30 年度介護保険制度改正により、介護保険料算定のための合計所得金額から収用等特別控除額を控除することとなったこと、国の指導を踏まえ、家族介護用品券を地域支援事業としての支給から段階的に市町村特別給付としての支給に移行することとなったこと及び低所得者の保険料負担軽減措置が採られていることを明確にすることとなったことから、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

- (1) 低所得者の保険料負担軽減措置が採られていることを明確にします。また、介護保険料算定のための合計所得金額から、収用等特別控除額を控除することとします。

(第 2 条関係)

- (2) 要介護 3、4 又は 5 と判定された在宅高齢者を介護している家族のうち主たる介護者に対し、家族介護用品券を市町村特別給付として支給することとします。

(第 12 条の 2 関係)

- (3) 第 2 条の改正に伴い、租税特別措置法の法律番号を削るものです。

(制定附則第 6 項関係)

- (4) 家族介護用品券を市町村特別給付として支給する対象を段階的に拡大します。

(制定附則第 13 項関係)

- (5) この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成 30 年度の保険料から適用します。

(附則関係)